

各 位



2016年5月16日

上場会社名 株式会社神戸製鋼所
代表者 代表取締役会長兼社長 川崎 博也
(コード番号 5406)
問合わせ先 秘書広報部長 楠山 泰司
(TEL 03-5739-6010)

単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款中一部変更について決議するとともに、平成28年6月22日開催予定の第163回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的に、平成30年10月までに、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。

当社は、東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、本年10月1日をもって当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款中一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行なうものです。ただし、この定款中一部変更は、下記2.に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記1.に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準とし、現在の投資単位の水準が維持できるよう、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行なうことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の60億株から6億株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合後の発行可能株式総数 600,000,000株（併合前 6,000,000,000株）
- ④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済み株式総数（平成28年3月31日現在）	3,643,642,100株
併合により減少する株式の数	3,279,277,890株
併合後の発行済み株式総数	364,364,210株

（注）「併合により減少する株式の数」は、株式併合前の発行済み株式総数に株式の併合の割合を乗じた理論値です。

⑤ 併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	5,375名（2.44%）	22,588株（0.00%）
10株以上	214,636名（97.47%）	3,643,619,512株（100.00%）
合計	220,011名（100.00%）	3,643,642,100株（100.00%）

本株式併合を行なった場合、保有株式数が10株未満の株主様5,375名（その所有株式の合計は22,588株。平成28年3月31日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款中一部変更

当社の定款は、上記2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
第6条 (発行可能株式総数・単元株式数) 本会社の発行可能株式総数は、 <u>60億株</u> とする。 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数・単元株式数) 本会社の発行可能株式総数は、 <u>6億株</u> とする。 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成28年5月16日	取締役会決議日
平成28年6月22日(予定)	第163回定時株主総会
平成28年10月1日(予定)	単元株式数の変更および株式の併合並びに定款一部変更の効力発生日

(参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日は平成28年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行なわれることとなります。

以上

(添付資料)

ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、当社株式の売買単位あたりの価格水準を、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準となり、現在の水準が維持できるよう、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行なうことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となりますので、現在、議決権をお持ちの株主様の議決権の数に変更は生じません。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成28年10月1日（予定））の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000株	2個		200株	2個	
例2	1,500株	1個		150株	1個	
例3	999株	なし		99株	なし	0.9株
例4	8株	なし		なし	なし	0.8株

※ 例1、例2に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

※ 株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式、上記例3、例4）が生じた場合は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は平成28年12月頃にお送りすることを予定しております。

※ 株式併合の効力発生日前のご所有株式数が10株に満たない場合（上記例4）、この10株に

満たない株式については端数株式として処分させていただくこととなりますので、株式併合後にご所有する株式が無くなることとなり、当社の株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

当社よりお支払いする金額およびお手続きについては、平成28年12月にご案内することを予定しております。

なお、上記Q3に記載のとおり、効力発生前のご所有株式数が10株未満(Q3例4)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社の株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 併合後の1株に満たない端数株式が生じないようにする方法を教えてください。

株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

※ 「単元未満株式の買取り」とは、単元に満たない株式を当社が買い取る制度です。

※ 「単元未満株式の買増し」とは、単元に不足する株式を当社から買い増しし、単元にすることができる制度です。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。

したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主様見学会の応募条件はどうなりますか。

株主様見学会の応募条件は、1 単元以上の株主様としており、変更はございません。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成 28 年 6 月 22 日 定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月 27 日* 1,000 株単位での売買最終日

平成 28 年 9 月 28 日* 100 株単位での売買開始日

平成 28 年 10 月 1 日 * 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成 28 年 12 月上旬 * 端数株式処分代金のお支払い

*平成 28 年 6 月 22 日開催の当社第 163 回定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

事前のお手続きについては、特段の必要はございません。

なお、上記 Q 3 及び Q 4 に記載のとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となります。端数株式の取扱いは Q 4 に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社の株主様として地位を失うこととなります。効力発生前に、Q 5 に記載の「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三菱UF J 信託銀行株式会社
同事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
三菱UF J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777 (フリーダイヤル)
受付時間 土・日、祝日、年末年始を除く 9 時～17 時

以上